

最低制限価格・低入札価格調査基準価格

【令和7年4月1日以降の公告から対象】

令和7年4月1日以降の公告から最低制限価格設定の対象を拡大します。

工事については、変更前は予定価格が1,000万円を対象としていましたが、変更後は予定価格が200万円超を対象とします。

また、業務委託（公共土木施設維持管理等業務（草刈・剪定））については、変更前は予定価格が1,000万円超を対象としていましたが、変更後は予定価格が100万円超を対象とします。

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格	
工種・業務委託	算定式
(1) 土木、水道、舗装等の工事及び業務委託	予定価格算定上の（直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費等×68%）の合計額（千円未満切り捨て）×1.10（消費税及び地方消費税）
(2) 建築工事及び建築設備工事	予定価格算定上の（直接工事費×90%×97%+共通仮設費×90%+（直接工事費×10%+現場管理費）×90%+一般管理費等×68%）の合計額（千円未満切り捨て）×1.10（消費税及び地方消費税）
(3) 機械設備、電気設備及び電気通信工事	予定価格算定上の（機器単体費×90.7%+直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費等×68%）の合計額（千円未満切り捨て）×1.10（消費税及び地方消費税）

※ 上記算定式により算出した額が、

予定価格の10分の9.2を超える場合は10分の9.2（千円未満切捨）に相当する額、10分の7.5に満たない場合は10分の7.5（千円未満切上）に相当する額とします。

※ その他特殊工事については、別途算定式を設定する場合があります。